

3. 農業・食品分野

農業・食品(1)	農業生産法人の構成員要件等の緩和
規制の現状	<p>農業生産法人要件において、事業案件に加え、構成員は農業関係者、あるいは販売、仕入れ、農作業委託等法人と取引のある者と制限されている。また、役員については、役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)とされ、さらにその過半の者が農作業に従事(原則年間60日以上)とされている。なお、株式会社形態をとる場合は非公開会社に限られている。</p>
根拠法令等	農地法
要望内容	農業生産法人の構成員要件等を緩和すべきである。
要望理由	<p>農業の後継者難や耕作放棄地の増加等に対応するとともに、農業の活性化・高度化を進める観点から、担い手の多様化が求められている。しかしながら、現行制度のもとでは、真に農業経営に意欲を有する企業等による農業生産法人の設立や資本参加・経営多角化等を阻害する場合がある。農地の有効利用の徹底と優良農地の転用規制の厳格化を進めつつ、農地を有効利用する経営体等への規制を極力緩和すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

農業・食品(2)	農地リース方式による企業の農業参入における条件整備
規制の現状	<p>農業経営基盤強化促進法により創設された特定法人貸付事業(以下、リース方式)により、農業生産法人以外の一般企業の農業参入が可能となった。しかし、参入区域は耕作放棄地やその恐れのある地域が中心である。また、参入手続も煩雑で、リース期間も短い。</p>
根拠法令等	農業経営基盤強化促進法
要望内容	<p>リース方式による企業の農業参入に際し、対象農地や参入手続、リース期間の面での条件をさらに整備すべきである。</p>
要望理由	<p>リース方式による企業の農業参入を促進するためには、下記の条件整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①耕作放棄地等だけではなく、優良農地のリース ②参入の際の手続きの簡素化 ③企業が安心して投資できるようリース期間の延長
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省

<p>農業・食品(3)</p>	<p>輸入麦の売渡制度の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>わが国の小麦総需要量の約9割は外国産小麦が占めており、この輸入は実質的に国が一元的に行っている。政府が国内製粉企業等に売渡す際の価格（政府売渡価格）は、過去の一定期間における銘柄別の買入価格の平均値に年間固定のマークアップを加えた額により設定される。マークアップは政府管理経費および品目横断的経営安定対策費に充てられる。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条</p>
<p>要望内容</p>	<p>輸入麦の売渡制度に関し、国内麦の生産性の向上を強力に推進するとともに、業務の効率化を進めつつ、マークアップの引下げを行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>製粉企業等の国際競争力の強化に資するため、輸入麦に課されるマークアップは引下げられることが望ましい。なお、国内産小麦の保護には主に一般財源が使われるべきである。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>農林水産省</p>

<p>農業・食品(4)</p>	<p>食品表示に関する一般法の制定における実態に即したルールの設定 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>食品の表示に関する法律は、危害防止、品質の適正表示、虚偽・誇大表示の禁止、内容量等の表示など、様々な観点から複数の法律及び条例により規制されている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>食品衛生法 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法) 計量法 不当景品類及び不当表示防止法 健康増進法 東京都消費生活条例 等</p>
<p>要望内容</p>	<p>食品表示に関する一般法の制定に際しては、各地方自治体による条例も含め実態に即したルールとすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現在、内閣府の国民生活審議会等で食品表示に関する一般法の制定に向けた議論が行われている。一般法を制定する場合には、各自治体の食品表示に関する条例も含め、無用な事業者の負担や消費者の混乱を生じさせないように、長期保存が可能と判断されている食品に対する賞味期限の不必要な義務化や過度な原産地表示の要請を行わないよう配慮すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>内閣府 厚生労働省 農林水産省 公正取引委員会 東京都 等</p>

農業・食品(5)	林業の経営強化の視点を入れた森林整備事業の見直し【新規】
規制の現状	<p>森林は、木材の生産のみならず国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全・形成など様々な機能を有しており、公益的機能の発揮に寄与することから、公共事業と位置づけられている一方、森林整備は所有者個人の財産形成の一面もあわせ持っているため、事業費用の全額ではなく一部を国および都道府県が補助するというかたちを取っている。</p> <p>林野庁では、都道府県に対し、同庁制定の「造林補助事業実施要領」(昭和48年48林野造第90号)を示しており、これによれば、都道府県は、地方慣行を加味し、事業量および予算額を勘案して作業種ごとの標準単価を定めることとされている。各都道府県では、これに基づき補助金単価と補助金交付対象となる作業の具体的な要件を定めている。</p>
根拠法令等	<p>森林法 森林環境保全整備事業実施要領 各都道府県の造林事業に関する実施要領</p>
要望内容	<p>森林整備事業の目的である公益的機能を維持することを基本としつつ、林業経営の競争力強化の観点から作業の効率化等のコストダウンを行おうとする事業者の経営努力を促進する方向で、現行の標準単価制度ならびに補助対象となる作業の要件を見直すべきである。</p>
要望理由	<p>現行の森林整備事業では、実際に要した費用にかかわらず、都道府県が定めた標準単価に基づいて補助金が支給されている。また、一部の都道府県においては使用する苗木や植栽本数など補助を受けることができる作業の規格が実施要領で細かく定められているため、作業の効率化によるコストダウン等、林業経営者の経営努力が発揮されにくい。また、結果として国・地方の補助事業の効率性向上を妨げている。</p> <p>国際的な木材の価格競争の激化の中で、持続可能な森林経営を確立するためには、森林の公益的機能を維持することを目的とした国の森林整備事業の中にもできる限り経営効率化の観点を取入れていくべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	林野庁

<p>農業・食品(6)</p>	<p>パイプライン建設工事のための農地の一時転用に対する規制の緩和 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>農地法第5条では、農地の永久転用とともに農地の一時転用についても都道府県知事の許可を得ることを求めている。このため、パイプライン建設工事では、農地を工事用地および資材置場のために一時転用することが必要となる箇所が通常パイプライン建設経路に沿って複数箇所発生するが、事業者はそれらの箇所(一筆)ごとに、同じ書類も毎々添付して都道府県知事の許可を得る必要がある。また、この一時転用の審査には通常1.5ヵ月間を要している。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>農地法第5条</p>
<p>要望内容</p>	<p>パイプライン建設工事における工事用地および資材置場としての利用のための農地の一時転用許可申請においては、同一都道府県知事の所管地域内の複数の一時転用許可申請を包括的に提出することを認め、その際の事業者の定款等の同一添付書類については1部添付すれば足ることにするなど、規制の見直しを行うべきである。加えて、一定期間にわたって問題を起こしていない優良事業者による一時転用については届出制にする等の見直しを行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>パイプライン建設工事においては、農地の一時転用許可を申請することが必要となる箇所が通常複数箇所発生するが、同じ事業者が1件1件について別々に同じ書類を添付して許可申請することは手続的に煩雑である。 また、環境条件等で刻々と変化する工事状況の中で、申請を出してから許可を得るまで1.5ヵ月間を要することは工程に影響を及ぼし、コスト増につながっている。現行の規制の下でも工事完了の状況は農業委員会に報告することになっており、その報告により農地としての利用が確認でき、また、許可条件違反がある場合は是正命令が出せることになっているため、優良事業者に対して届出制にしても農地法の規制の目的は達することができる。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>農林水産省</p>